

「保健・福祉の手引 令和8年度版」広告掲載に関する契約書

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が発行する文書に掲載する広告について次のとおり契約を締結する。

（広告掲載物件）

第1条 甲は「保健・福祉の手引 令和8年度版」の表紙裏面、裏表紙両面及び巻末4ページの計7ページを広告掲載面として提供し、乙はその面に広告を掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲載を行わなければならない。

（広告掲載物件の用途）

第2条 乙は、前条第1項に規定する物件については広告掲載のみに利用し、その他の用途に使用することはできない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第3条 乙は、広告掲載の権利を他人に譲渡又は転貸し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（契約期間）

第4条 広告掲載に関する契約期間は、契約締結日から令和9年12月15日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、第1条第1項の広告掲載枠を満たせない場合であっても契約金額の変更は行わない。

2 乙は前項の契約金額を甲が発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。

（甲の解除権）

第6条 甲は、必要があると認めるとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定期日までに契約金額が納入されないとき。
- (2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (3) 広告掲載内容が不適切となったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その費用に係る損害額を負担するものとする。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（広告内容の責任）

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 甲が乙の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第8条 広告原稿は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告原稿を甲が指定する日までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(遵守事項)

第9条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第10条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、要綱の定めによるものとし、それに記載のない事項については、甲・乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各その1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 ○○○○○○○○
○○○○
○○ ○○○○

仕 様 書

1 広告媒体

(1) 名称・規格

保健・福祉の手引 令和8年度版
A5版 約500ページ

(2) 作成部数

3,000部（予定）

(2) 配布予定日

令和8年12月16日（予定）

(4) 配布方法等

作成部数のうち約2,700部は、広島市役所の各部署及び関係団体等へ配布し、残部は広島市公文書館及び各区区政調整課（中区を除く。）で販売

2 広告掲載内容

(1) 掲載場所・規格

表紙裏面、裏表紙両面及び巻末4ページ（合計7ページ）

(2) 色

- ・表紙裏面、裏表紙両面：レザック紙（色は未定）に黒色で印字
- ・巻末4ページ：再生紙（白）に黒色で印字

(3) 原稿提出期限

令和8年9月30日（予定）

(4) 原稿提出の方法

電子データ（PDF形式）入稿により提出すること。

(5) 掲載に適しない広告

広島市広告掲載要綱、広島市広告掲載基準のとおり。

(6) その他

巻末に「広島市は、広告収入を得て保健・福祉の手引作成経費の一部に充てるための取組として、保健・福祉の手引への広告掲載を行っています。広告内容に関する御質問は、広告主（広告代理店）に直接お問い合わせください。」という旨の文章が入る。